

VI. 電気通信（テレコム）産業における競争と規制（続き）

C. わが国電気通信産業の制度

1. 政府による規制下の産業

根拠法規：

電気通信事業法（事業規制、参入・退出規制を含む諸規制の基礎）

日本電信電話株式会社法（NTT法）

——これらの他に施行規則、基準、契約、約款がある。

——NTTのうち東西地域会社は他社と異なる強い規制を受ける。

規制が多い。

非対称規制（支配的事業者）。

2. 電気通信事業者

通信事業を行う。そのために、事業内容を登録（小規模事業者は届出のみ）

交換設備を保有、伝送設備すなわち通信線を保有あるいは非保有。

国内：NTT

長距離NCC

移動

国際NCC

（註）2003年に一・二種区別の廃止法案を審議・決定し、2004年4月から施行。

3. 規制が必要となる理由

- a. 有線・無線通信のいずれにおいても、「公共スペース」（電柱用敷地、電柱間空間、道路下スペース、電波用空間など）の使用が必須要件であり、その使用をめぐって公的規制が必要となる。
- b. 事業者による独占行為が出現しやすい（規模・範囲の利益、標準化と標準方式の有利性、上下統合の利益など）ので、その規制が必要となる。
- c. 通信事業は元来政府事業、公社事業など独占体として発展してきたので、歴史的理由による独占要因が現在なお残存しており、その規制が必要となる（例：NTTに対する規制）。

D. わが国電気通信産業の歴史

1. 概要

いずれの国においても、電気通信インフラストラクチャの建設は、経済の発展と社会の安定のための必要条件である。経済成長、技術進歩、社会組織の形成、そして分業の進展は、われわれ社会の諸活動の維持・発展に必要

な情報伝達量を増大させる。現代社会における電気通信網は、距離と時間の制約を超えて人々を結び付けるものであり、生体における神経網と同様の役割をはたしている。電気通信網の重要性は、今日もしそれが利用不可能になった場合、電気通信網を利用して実行するのと同様の活動を続けるためにどれだけの経費を必要とするかを考えてみれば明かであろう。

わが国における電気通信網の建設は、明治年間に始まり、第二次世界大戦時に半数が焼失した。しかし、1950年代以降急速に整備され、1980年代初めまでに、（自動ダイヤル化を含む）全国固定電話ネットワークがほぼ完成した。1950年以降の約30年間に、わが国の電気通信網は、途上国のレベルから世界の先進国のレベルまで成長したのである。わが国社会における他のインフラストラクチャ（交通、住宅、その他の公共システム施設）と比較したとき、電気通信網の成長率は群を抜いて高かった。とりわけ、石油ショックと景気後退が続いた1970年代中葉において、電気通信網の成長が加速された点が顕著である。さらに1990年代中葉以降、移動電話ネットワークが急速に建設され、現在（2004年）では8000万加入を実現している。

2. 電話網（日本）建設に関する年表

(a) 概要

1988年：東京・横浜間に建設（初期アナログ）
政府事業←軍用

外国：アメリカ

グラハム・ベルによる発明

民間会社：ベル会社

独占を形成：AT&T

アメリカ以外（輸入）

政府の事業

「もしもし」

←「申す、申す」

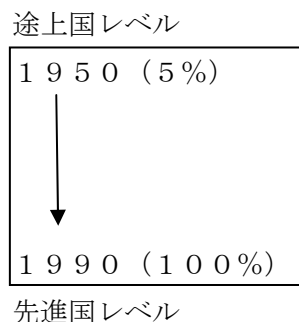
電話は贅沢品 ・ 政府等ごく一部の者が使った
・ 証券会社（株屋）、新聞社・通信社
少しずつ民間に普及

1941年：世帯の2%が加入（電力会社の電柱を利用して配線）
第二次大戦直前

1945年：戦災によって1%に減少（10万加入）

敗戦時

一戦後復興：電話が急速に普及（戦後の乏しい資金を電話ネットワークに集中して建設を進める）



建設スピードは世界一

1970 代末：90%の世帯に普及（4000 万加入）

1980 代半：100%の世帯に普及（6000 万加入）

電話が必需品になる（黒電話、ダイヤル式）

1980～現在：高級化：プッシュ式、録音他

1980 末：自動車電話（加入 20 万円、5 万円／月）→小型化（ポケベル）

1994年頃から：携帯電話が急速に普及（価格低下、小型化、便利）

端末の売切り

2000年頃から：携帯電話が固定電話に代わり主要な通信手段になりはじめる。

(b) 年表

1889（明治23）年、政府により、東京・横浜間に電話交換開始。

政府によって運営される国家事業として発展してきた——戦前・戦中は軍事的側面を重視。

1935（昭和10）年、政府予算一般会計から通信事業特別会計として独立。

1945（昭和20）年、第二次大戦終了。電話の約半数が戦災で失われる。

1948（昭和23）年、電話公債引受制度開始（電話需要の『積滞』への対応策）。

法定電話料金制度の開始。

1952（昭和27）年、電気通信省電気通信事業特別会計から、日本電信電話公社（旧NTT）として独立（国の運営する会社、予算は国会の承認を要する。人事などは政府が監督・許可する）。

国際電信電話株式会社（KDD）をNTTから分離・発足。

1962（昭和37）年、長距離ダイヤル市外通話はじまる（以前は交換手による手動）。

- 1968（昭和43）年、ポケットベル開始。データ通信開始（コンピュータ用データ）（国鉄はすでに指定券のコンピュータ販売を開始）。
- 1969（昭和44）年、プッシュホン開始。
このころから情報通信技術進歩の加速はじまる（銀行オンライン）（カード）。
- 1972（昭和47）年、音響カプラー許可（一般ユーザによるデータ通信の開始）。
- 1980（昭和55）年、デジタル交換・パケット交換網開始。
- 1982（昭和57）年、テレホンカード使用開始。
- 1985（昭和60）年、旧NTTは民営化されて、日本電信電話株式会社（現NTTとなる（株式は政府が順次公開）。
通信産業の「自由化」、すなわちNTT以外の国内通信業者（NCC）の参入の自由化（ただし一種業者参入は許可制）。
電話端末設備を自由化（電話機の価格がNTTの独占から外れた。ユーザは規格に合う電話機を購入して取り付けることができる）。
- 1987（昭和62）年、NTTデータ通信本部を分離。
- 1988（昭和63）年、総合デジタル・サービス（ISDN）開始。
- 1989（平成元）年、KDD以外の国際通信業者の参入の自由化（ただし許可制）。
- 1990（平成2）年、「電気通信産業の見直し」に関する電気通信政策審議会答申。NTT再編を1995年までにおこなう。「公正競争」の促進。
- 1993（平成5）年、NTT移動通信本部分離。公衆電話料値下げ。
- 1994（平成6）年、電話基本料値上げ。
- 1995（平成7）年、PHSサービスのスタート。「NTT経営形態見直し」に関連した論議はじまる。
- 1996（平成8）年、電気通信審議会（NTT特別部会）がNTTの東西2分割、持株会社制度案を答申。
- 1997（平成9）年、NTT分割、規制緩和等政策。
- 2000（平成12）年、この頃から固定電話加入の頭打ち、減少はじまる。
- 2004（平成16）年、第1、2種事業者区別を廃止、参入条件の緩和、価格規制の緩和

E. 1985年のNTT改革（政府独占から民営化・競争体制へ）

1. わが国電気通信産業の自由化、NTTの民営化（1985年）前後の経過

政府による直営電話事業：～1949年まで

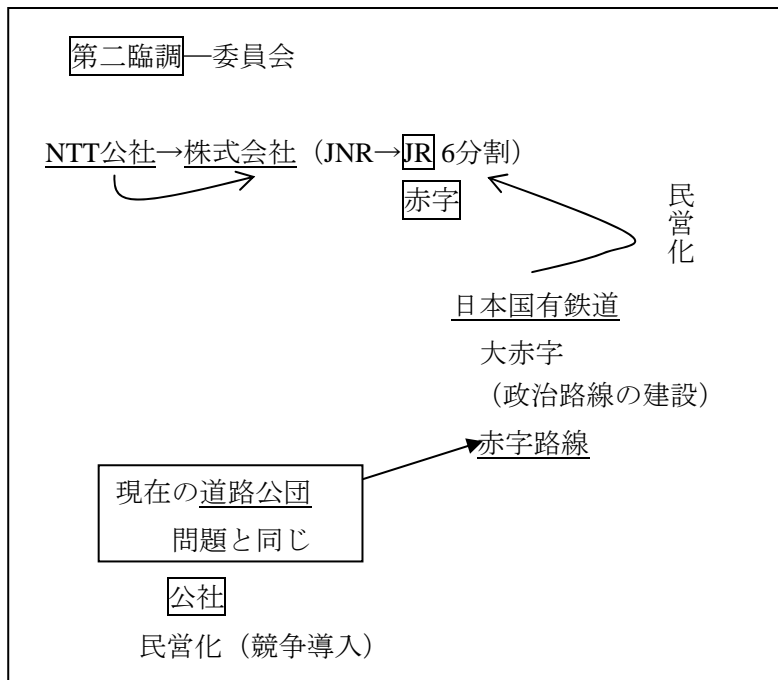
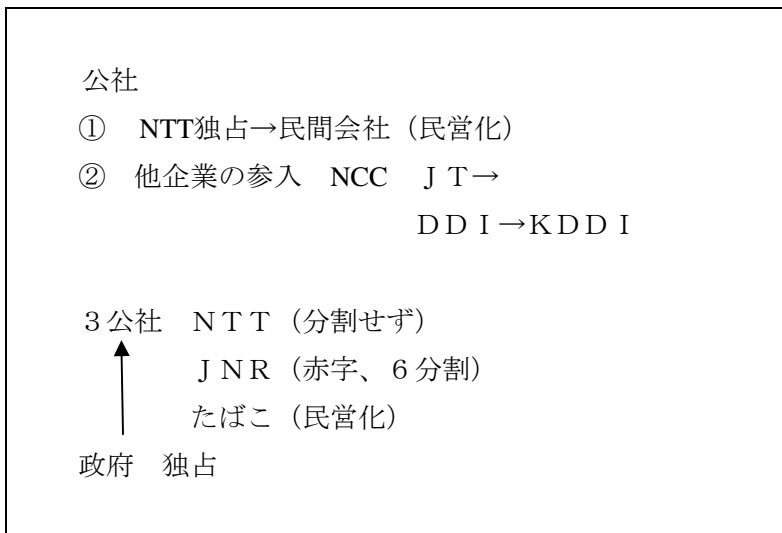
戦後、占領軍が米国方式（民営、政府から切り離す）を採用させる

1949年：政府の中で電話部門が独立

1952年：旧NTT（公社）が成立（電話事業）

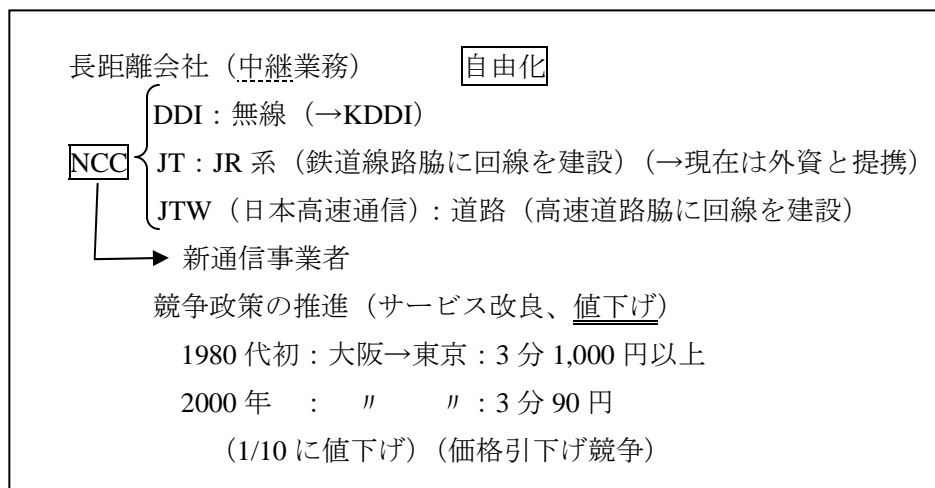
独占——高価格、低サービス

公社：政府経営の会社
1980年代：三公社（NTT、JNR、たばこ）
民営化の動き→実現（中曽根内閣）



1985：NTT民営化（公社→株式会社）

株式発行→売却（政府収入になる）
独占をやめて民間会社に参入を許す



2. 年表

- 1971以前 テレコム事業は（旧）NTT（日本電信電話公社）による完全独占回線使用法、価格はNTTが決定。
- 1971 第一次回線開放（専用線のコンピュータ接続を認める）。
- 1974 （米）AT&Tの分割要求（米司法省が独禁法違反で提訴）。
- 1981 真藤恒氏のNTT社長就任。
経団連リポート：A専用回線の共同使用、B同他人使用、C同公衆回線への接続、DVANによる通信媒介の自由化を提言。
NTTは上記のうちC、Dに反対。
- 1982 米政府がVANサービスの自由化を要求。
NTTによる電話機販売の自由化（同販売事業への参入禁止の廃止、独占の終止）。
第二臨調による電気通信産業への競争の導入・自由化方針を決定——3公社（（旧）国鉄、（旧）専売公社、（旧）NTT）の分割・民営化。
総評は第二臨調の上記方針に反対。
- 1983 郵政省が国際通信市場へ競争導入の方針を発表。
郵政省が「公衆電気通信法」を改正し、競争・自由化を導入する作業を開始。

- 1984 自民党がNTTの民営化（株式は政府が保有し売出す）、同非分割、競争導入の方針を決定。
（米）ATT を分割。長距離主体の（新）ATT とベル地域会社へ分割。
- 1985 （4月）電気通信事業法施行。第一種、第二種事業者を区別。日本電信電話株式会社法施行。NTTは民営化され、株式会社となる。
（当初郵政省案による第二種事業者の規制案は、米国および通産省の反対により大幅緩和、第二種事業はほとんど完全に自由化された。）
NTTが多数の子会社の創設をはじめ（NTTグループ形成）。
- 1986 郵政省が長距離新事業者（NCC）を認可——第二電電（DDI——財界系）、日本テレコム（JT—JR系）、および日本高速通信（TWJ——日本道路公団系）。長距離テレコムサービスの競争はじまる。料金はNTTよりも10～20%低く設定。
NTTが長距離料金を引き下げ、NCCはこれに追随、KDDが料金引き下げ。
- 1986 郵政省が国際通信NCC 2社を認可（ITJ——商社・財界系、IDC——外資（CRW）・伊藤忠系）。
- 1987 郵政省が移動通信事業（自動車電話）を3社（NTT、TWJ、DDI）に認可する方針を決定。
NTTデータ通信分離。
- 1988 NTT、KDD、NCCの料金引き下げ。
（4月）NTTデジタル・サービス（ISDN）を開始
- 1989 郵政省がNTTの分割、競争促進の方針を発表（NTT株式の大幅下落）。
（米）AT&Tの分割を評価。
NTTは分割は市内料金の値上げを招くと反対。
NTT、KDD、NCCの料金引き下げ続く。
全電通がNTTの分割に反対。
経団連もNTTの即時分割は時期尚早として反対。
- 1990 郵政省はNTTの即時分割を断念。競争促進、ISDNの早期実現を命令。NTTが公正競争促進方策を発表。
- 1991 東京—名古屋—大阪間の市外直通話数のうち、NCC 3社のシェアが約50%に達する。
- 1992 NTT移動通信の分離（NTT-DOCOMOとなる）。
- 1995 郵政省はNTTの分離・分割（長距離サービスの分離、市内サービスの地域分割）を再度推進し、1996年3月に「分割答申」。

- 1997 NTT法改正（持株会社方式による長距離、東日本、西日本へ分割を
1999年に実施）、KDD法改正（国内通信へ進出）、電気通信
事業法改正（接続義務など）
- 2004 1・2種区別の廃止、参入・価格規制の緩和